

## 大阪市環境経営推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は大阪市環境経営推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、大阪市及び市内の事業者・団体が相互に連携協働し、環境経営、環境保全に関する知識と技術の向上及びその交流を図り、もって自主的な環境保全への取り組みの推進と快適な都市環境の保全と創造に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の連携協働と大阪市等関係機関との連携
- (2) 環境経営、環境保全に関する情報収集及び会員への情報提供
- (3) 環境保全に関する自主管理体制の推進
- (4) 環境経営、環境保全に関する講習会、研修会及び見学会の開催
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第4条 協議会の会員は次の2種類とする。

- (1) 正会員  
協議会の目的に賛同する大阪市内の事業者・団体をもって会員とする。
- (2) 特別会員  
協議会に功労のあった者又は学識経験者等で、理事会において承認された者。

(入 会)

第5条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(会 費)

第6条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、特別会員は会費を免除する。

(退 会)

第7条 会員は退会しようとするときは、会長に届出なければならない。

(役 員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 会計監事 2名
- 理事 25名以内

(役員を選出)

第9条 理事及び会計監事は、総会において会員の中から選出する。

- 2 会長及び副会長は理事の互選により定める。
- 3 理事及び会計監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 会計監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じ、理事会が補充の必要を認めた場合は、第9条の規定に基づき、補欠選出を行う。この場合、新任した役員の仕事は残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合または任期満了した場合においては、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会 議)

第12条 協議会の会議は総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 理事会は、随時これを開催する。

(構成及び機能)

第13条 総会は会員をもって構成し、会長が招集し、議長となって次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他協議会の運営に関する重要事項

2 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が招集し、議長となって次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

(議決)

第14条 総会及び理事会の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第15条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保管しなければならない。

- (1) 会議の日時、場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の名前
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

(委員会及び部会)

第16条 協議会に、第3条に定める事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、委員会及び地域部会等をおくことができる。

2 委員会及び部会に関する規定は、別に定める。

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、寄付金等の収入をもって充てる。

2 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第18条 協議会の収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、会計監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事務局)

第19条 協議会の事務局は、当分の間大阪市環境局内に置く。

(その他)

第20条 本規約に定めるもののほか、必要な事項については、理事会がこれを定める。

(付則)

1 この規約は、設立の日(平成19年6月26日)から施行する。

2 大阪市環境経営推進協議会の設立当初の理事は、第9条の規定にかかわらず、設立準備委員をもって充てる。

3 大阪市環境経営推進協議会の設立当初の理事会は、設立準備委員会をもって代える。

4 大阪市環境経営推進協議会の設立当初の会計年度は、第17条第2項の規定にかかわらず、設立の日が始まる。